



三重県公報

平成30年7月24日（火）

第 3025 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
67	獣医療法施行細則の一部を改正する規則	(畜産課)	3
告 示			
477	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	6
478	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	6
479	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	6
480	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	(同)	6
481	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	7
482	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	(同)	7
483	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	7
484	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	8
485	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	8
486	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	8
487	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	(同)	9
488	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	9
489	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	(同)	9
490	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	10
491	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	10
492	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	11
493	同件	(同)	11
494	同件	(同)	11
495	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	12
496	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(漁業環境課)	13
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	13
	第二種特定鳥獣管理計画の変更に関する公聴会の開催	(獣害対策課)	14
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	14
	市街地再開発事業計画の基準及び事業計画の認可	(住宅政策課)	15

特定調達公告

一般競争入札を行う旨

(情報システム課) 15

正 誤

平成30年4月27日付け三重県公報第3000号

(治山林道課) 18

規 則

獣医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年七月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十七号

獣医療法施行細則の一部を改正する規則

獣医療法施行細則（平成四年三重県規則第六十三号の三）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

診療施設開設届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

開設者 住 所

氏 名

㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名）

獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

診療施設の開設者が獣医師であるかどうかの別	
診療施設の名称	
開設の場所	
開設の年月日	
診療施設の構造設備の概要及び平面図	別 紙
エックス線装置等の概要	別 紙
管理者の氏名及び住所	
診療の業務を行う獣医師の氏名	
エックス線診療等に従事する獣医師の氏名及び当該獣医師のエックス線診療等に関する経歴	
診療の業務の種類	

(規格A4)

- (注) 1 「診療施設の開設者が獣医師であるかどうかの別」の欄は、法人の場合は「法人」と記入すること。
- 2 「開設の場所」の欄は、往診又は出張のみによって診療業務を行う獣医師にあつては、その獣医師の住所を記入すること。
- 3 「診療施設の構造設備の概要及び平面図」の欄の別紙は、次の事項を記入したものを作成すること。
- (1) 診療施設の平面図（診療施設に設置する診療器具の配置の状況を含む。獣医療法施行規則第 2 条に規定する構造設備基準を満たしていることが確認できるものであること。）
 - (2) 診療施設に設置する主要診療器具の名称及び数
- 4 「エックス線装置等の概要」の欄の別紙は、獣医療法施行規則第 1 条第 6 号から第 11 号までの規定に掲げる事項により作成すること。
- 5 「診療の業務の種類」の欄は、主たる診療対象を「産業動物」、「小動物」又は「その他」として記入すること。
- 6 次の書類を添付すること。
- (1) 診療施設の周辺の見取図
 - (2) 管理者及び診療の業務を行う獣医師の免許証の写し
 - (3) 本人を証する書面（開設者が法人である場合は定款）

第1号様式及び第3号様式中「様」を「宛て」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 477 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ふくしま整形外科クリニック	鈴鹿市三日市町 1964	平成 30 年 7 月 1 日
尾辻医院	北牟婁郡紀北町東長島 324-13	平成 30 年 6 月 1 日
ひじり薬局	桑名市伝馬町 13-3	平成 30 年 6 月 1 日
紀北医師会訪問看護ステーションよろこび	尾鷲市上野町 5 番 25 号	平成 28 年 4 月 1 日

三重県告示第 478 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
いなべ眼科	いなべ市員弁町東一色 939	いなべ市員弁町大泉新田 504-1	平成 30 年 6 月 1 日

三重県告示第 479 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ほりさわ眼科	鈴鹿市庄野町 904-2	平成 30 年 5 月 31 日
尾辻医院	北牟婁郡紀北町東長島 324-13	平成 30 年 5 月 31 日
こにし歯科	鈴鹿市東玉垣町 2555-1	平成 30 年 5 月 31 日
ファミリー歯科みの	松阪市大黒田西林 1761	平成 30 年 6 月 16 日
ひじり薬局	桑名市伝馬町 13-3	平成 30 年 5 月 31 日
なの花調剤薬局	桑名郡木曾岬町富田子丸山 410-3	平成 30 年 5 月 31 日

三重県告示第 480 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
桑名南医療センター	桑名市中央町 1 丁目 32 番地 1	平成 30 年 5 月 1 日

旭耳鼻咽喉科	津市下弁財町津興 3230	平成 30 年 6 月 1 日
さんあい薬局株式会社 中央町店	桑名市中央町 1 丁目 51-4	平成 30 年 5 月 1 日

三重県告示第 481 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
デンタルクリニックたかはし	志摩市阿児町甲賀 3173 番地 9	医療法人デンタルクリニックたかはし	志摩市阿児町甲賀 3173 番地 9	平成 30 年 5 月 1 日	居宅療養管理指導
株式会社さわだ薬局栄町店	度会郡玉城町佐田 1797	株式会社さわだ薬局	度会郡玉城町佐田 1797	平成 30 年 5 月 1 日	居宅療養管理指導
デンタルクリニックたかはし	志摩市阿児町甲賀 3173 番地 9	医療法人デンタルクリニックたかはし	志摩市阿児町甲賀 3173 番地 9	平成 30 年 5 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
株式会社さわだ薬局栄町店	度会郡玉城町佐田 1797	株式会社さわだ薬局	度会郡玉城町佐田 1797	平成 30 年 5 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 482 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃 止 年 月 日
パナソニックエイジフリーケアセンター 四日市芝田・ショートステイ	四日市市芝田一丁目 10 番 11 号	パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市門真 1048 番地	短期入所生活介護	平成 30 年 6 月 30 日
パナソニックエイジフリーケアセンター 四日市芝田・ショートステイ	四日市市芝田一丁目 10 番 11 号	パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市門真 1048 番地	介護予防短期入所生活介護	平成 30 年 6 月 30 日

三重県告示第 483 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
花村 忠彦	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
高崎 亜記	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
瀧本 裕美子	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
原 一貴	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日

伴 佳真	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102号	四日市市三重1丁目2番 地 メインセンター	平成30年6月1日
酒井 梨名	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102号	四日市市三重1丁目2番 地 メインセンター	平成30年6月1日
伊藤 未里香	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102号	四日市市三重1丁目2番 地 メインセンター	平成30年6月1日
松下 拓磨	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102号	四日市市三重1丁目2番 地 メインセンター	平成30年6月1日
菱田 明里	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102号	四日市市三重1丁目2番 地 メインセンター	平成30年6月1日
吉原 江里	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102号	四日市市三重1丁目2番 地 メインセンター	平成30年6月1日
光永 賢太郎	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102号	四日市市三重1丁目2番 地 メインセンター	平成30年6月1日

三重県告示第 484 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成30年7月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ふくしま整形外科クリニック	鈴鹿市三日市町 1964	平成30年7月1日
尾辻医院	北牟婁郡紀北町東長島 324-13	平成30年6月1日
ひじり薬局	桑名市伝馬町 13-3	平成30年6月1日
紀北医師会訪問看護ステーションよろこび	尾鷲市上野町 5 番 25 号	平成28年4月1日

三重県告示第 485 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成30年7月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
いなべ眼科	いなべ市員弁町東一色 939	いなべ市員弁町大泉新田 504-1	平成30年6月1日

三重県告示第 486 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成30年7月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ほりさわ眼科	鈴鹿市庄野町 904-2	平成30年5月31日

尾辻医院	北牟婁郡紀北町東長島 324-13	平成 30 年 5 月 31 日
こにし歯科	鈴鹿市東玉垣町 2555-1	平成 30 年 5 月 31 日
ファミリー歯科みの	松阪市大黒田西林 1761	平成 30 年 6 月 16 日
ひじり薬局	桑名市伝馬町 13-3	平成 30 年 5 月 31 日
なの花調剤薬局	桑名郡木曾岬町富田子丸山 410-3	平成 30 年 5 月 31 日

三重県告示第 487 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
桑名南医療センター	桑名市中央町 1 丁目 32 番地 1	平成 30 年 5 月 1 日
旭耳鼻咽喉科	津市下弁財町津興 3230	平成 30 年 6 月 1 日
さんあい薬局株式会社 中央町店	桑名市中央町 1 丁目 51-4	平成 30 年 5 月 1 日

三重県告示第 488 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
デンタルクリニックたかはし	志摩市阿児町甲賀 3173 番地 9	医療法人デンタルクリニックたかはし	志摩市阿児町甲賀 3173 番地 9	平成 30 年 5 月 1 日	居宅療養管理指導
株式会社さわだ薬局栄町店	度会郡玉城町佐田 1797	株式会社さわだ薬局	度会郡玉城町佐田 1797	平成 30 年 5 月 1 日	居宅療養管理指導
デンタルクリニックたかはし	志摩市阿児町甲賀 3173 番地 9	医療法人デンタルクリニックたかはし	志摩市阿児町甲賀 3173 番地 9	平成 30 年 5 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
株式会社さわだ薬局栄町店	度会郡玉城町佐田 1797	株式会社さわだ薬局	度会郡玉城町佐田 1797	平成 30 年 5 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 489 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃 止 年 月 日
パナソニックエイジフリーケアセンター四日市芝田・ショートステイ	四日市市芝田一丁目 10 番 11 号	パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市門真 1048 番地	短期入所生活介護	平成 30 年 6 月 30 日
パナソニックエイジフリーケアセンター四日市芝田・ショートステイ	四日市市芝田一丁目 10 番 11 号	パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市門真 1048 番地	介護予防短期入所生活介護	平成 30 年 6 月 30 日

三重県告示第 490 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
花村 忠彦	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
高崎 亜記	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
瀧本 裕美子	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
原 一貴	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
伴 佳真	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
酒井 梨名	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
伊藤 未里香	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
松下 拓磨	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
菱田 明里	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
吉原 江里	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日
光永 賢太郎	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 6 月 1 日

三重県告示第 491 号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(6)の表第 1 号の項を次のように改める。

1	三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会負担金	国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を開催することにより、本県のスポーツ推進を図るとともに、県民総参加による郷土意識の高揚及び地域づくりを進め、あわせて全国へ向けて本県の情報を発信する。	大会の開催準備及び運営に要する経費	別に定める。	三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会
---	---------------------------	--	-------------------	--------	------------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の地域連携部関係補助金等交付要綱の規定は、平成30年7月23日から適用する。

三重県告示第 492 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3の規定において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年7月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 493 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3の規定において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年7月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 494 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）、名張市
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、伊賀市役所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 495 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を四日市市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 通知することができない者の氏名
鎌田輝男
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

四日市市水沢町字本郷 132

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び四日市市役所に備えて縦覧に供します。)

三重県告示第 496 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
波切・御座区域 (三重外湾漁業協同組合のうち波切及び御座の地区)	雑魚定置漁業及び小型定置漁業

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

(「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備えて縦覧に供します。)

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 マルシゲ清水製茶	四日市市水沢町 998	四日市市水沢町菫沢 4356-1 ほか 1 筆
日沖 幸司	四日市市山城町 836-40	四日市市朝明町古里 138-2 ほか 18 筆
岡本 文洋	四日市市生桑町 629	四日市市東坂部町鉋垣内 15-1 ほか 5 筆
水野 誠	四日市市下海老町 1751	四日市市下海老町 4638
赤尾 和博	四日市市河原田町 2236	四日市市河原田町芦水 1906-1 ほか 1 筆
波田 一政	四日市市楠町小倉 693	四日市市楠町小倉永田 1029-1
伊藤 義彦	四日市市楠町北五味塚 1178	四日市市楠町北五味塚江川 1703-1
石川 茂弘	四日市市楠町北五味塚 194	四日市市楠町北五味塚不納 1972-1
岡田 和夫	四日市市楠町本郷 1091-1	四日市市楠町本郷利平 115-1 ほか 7 筆
高井 基行	四日市市楠町本郷 1045-3	四日市市楠町本郷風呂屋 718 ほか 1 筆
株式会社 ふぁーむまつおか	三重郡菰野町千草 6078	三重郡菰野町大字千草字出口 8073 ほか 1 筆

谷 慎介	三重郡菰野町大字菰野 875-3	三重郡菰野町大字菰野字藤之木 9444-1 ほか 1 筆
黒田 大志	三重郡菰野町小島 4961-1	三重郡菰野町大字小島字下沢 4867 ほか 3 筆
黒田 清和	三重郡菰野町小島 81	三重郡菰野町大字小島字上沢 5156 ほか 1 筆
有限会社 イケダグリーン	津市白山町二本木 3445	津市白山町岡口堂谷 592 ほか 3 筆
西谷 友樹	松阪市川井町 672-3 アブニール 21 102 号	松阪市飯高町森字ばばわき 3406 ほか 1 筆
農事組合法人 笠松営農組合	松阪市笠松町 250-3	松阪市笠松町字西浦 74 ほか 1 筆
株式会社 小林農産	多気郡明和町金剛坂 690	伊勢市粟野町マコモ 3
株式会社 東谷農園	度会郡玉城町原 536-1	度会郡玉城町原宮古田 4394
北村 裕	度会郡玉城町日向 391	度会郡玉城町岡村三反田 77 ほか 4 筆
上谷 国弘	度会郡南伊勢町内瀬 107	度会郡南伊勢町内瀬シジタ 1416-1 ほか 3 筆
農事組合法人 大東営農組合	伊賀市猪田 5610	伊賀市猪田長田 5498 ほか 8 筆
農事組合法人 生玉ファーム	伊賀市西湯舟 2214	伊賀市西湯舟鞍馬田 2612 ほか 21 筆
株式会社 オレンジアグリ	南牟婁郡御浜町下市木 2281-2	南牟婁郡御浜町阿田和末広 6527 ほか 11 筆
長阪 昂明	南牟婁郡御浜町阿田和 5423-6	南牟婁郡御浜町阿田和平見 5947-2 ほか 9 筆

2 農用地利用配分計画の認可日
平成 30 年 7 月 24 日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 3 項の規定により準用する同法第 7 条第 5 項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画の変更に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 日時
平成 30 年 8 月 20 日（月）午後 1 時 30 分から
- 2 場所
津市栄町 1 丁目 891
三重県合同ビル G101 会議室
- 3 公聴会において意見を聴こうとする案件
 - ・ 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ：第 4 期）の変更について
 - ・ 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ：第 3 期）の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 7 月 2 日	度会郡玉城町岩出字塚名 513-1 ほか 1 筆	伊勢市上地町 1482-1 株式会社ブレイズ 代表取締役 荒木 清和
平成 30 年 7 月 3 日	伊勢市小俣町本町 341-258 ほか 2 筆	四日市市鶴の森 1 丁目 3-20 セキスイハイム中部株式会社三重支店 支店長 田中 行雄
平成 30 年 7 月 9 日	伊勢市小俣町明野 303 ほか 1 筆	伊勢市勢田町 806-1 上田 慎治

平成30年 7月9日	度会郡玉城町佐田字寺田 1214 ほか 10 筆	松阪市大黒田町 239 東和ホーム株式会社 代表取締役 村 林 明 和
平成30年 7月11日	伊賀市治田字北福沢 3628-2 ほか 22 筆、字道幸田 3712-23 ほか 1 筆及び字向黒田 3852-2 ほか 2 筆 【2 工区】	岐阜県瑞穂市本田 474-1 三甲株式会社 代表取締役 後 藤 利 彦
平成30年 7月11日	松阪市豊原町字閑浄寺 982-1 ほか 9 筆ほか	松阪市中央町 551-8 株式会社三重総合コンサルタント 代表取締役 大 石 旭
平成30年 7月13日	員弁郡東員町大字六把野新田字嶋畑 51-1	四日市市ときわ 1 丁目 7-14 大和ハウス工業株式会社四日市支社 支社長 茂 木 啓 一

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 50 条の 2 第 1 項の規定により、規準及び事業計画を次のとおり認可しました。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 再開発会社の名称
伊勢まちなか開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称
伊勢都市計画伊勢市駅前B地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間
平成 30 年 7 月 17 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- 4 施行地区
伊勢市宮後一丁目 1037 番、1037 番 1、1038 番、1039 番、1040 番、1041 番、1042 番、1043 番、1043 番 1、1044 番、1045 番 2、1045 番 3、1045 番 4、1045 番 5、1046 番、1047 番、1048 番、1049 番、1049 番 1、1049 番 2、1050 番、1051 番、1052 番、1053 番、1054 番、1003 番 1 の一部、1003 番 7 の一部及び同市吹上一丁目 601 番の一部
- 5 事務所の所在地
伊勢市河崎 1 丁目 2 番 13 号
- 6 施行認可の年月日
平成 30 年 7 月 17 日
- 7 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 8 公告の方法
事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示する。
- 9 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限
平成 30 年 8 月 22 日

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 30 年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
インターネットメールシステム再構築及び運用保守業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 36 年 3 月 31 日（日）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県本庁舎、三重県津市内データセンター又は三重県伊勢市内データセンター
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成 30 年 8 月 13 日（月）11 時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班 担当 笠島
電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県地域連携部情報システム課情報基盤班 担当 飯村、長井
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2207
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から平成 30 年 9 月 3 日（月）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成 30 年 8 月 23 日（木）までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 30 年 9 月 3 日（月）10 時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成 30 年 9 月 3 日（月）10 時
なお、入札書は平成 30 年 8 月 27 日（月）から同年 9 月 3 日（月）10 時までの間に到着するように郵送してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地（三重県庁 1 階）
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班
案件名 「インターネットメールシステム再構築及び運用保守業務委託」入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所
日時 平成 30 年 9 月 3 日（月）10 時 15 分
場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県地域連携部地域連携総務課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- エ 落札者の決定方法
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
- オ 入札の無効
本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

The Restructuring, Operation and Maintenance of the Mie Prefecture Internet Email System.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Monday, September 3, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, August 27, 2018 and 10:00 A.M. on Monday, September 3, 2018.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:15 A.M. on Monday, September 3, 2018.

(4) Managing Authority:

Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-3363

(5) Language and Currency used in the Tendering Procedure:

Japanese and Japanese currency

正 誤

平成30年4月27日付け三重県公報第3000号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
7	6	立木の伐採の限度	立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
